

《資 料》

官庁統計における蘭苳業の把握

神 立 春 樹

目 次

- 1 はじめに
- 2 明治初期の蘭苳の把握
 - (1) 物産調査＝「物産表」
 - (2) 農産調査＝「農産表」
- 3 農商務統計規程
- 4 「農商務統計表」における記載状況
 - (1) 画期年の記載状況
 - (2) 記載一覧
 - (3) 蘭草の記載
- 5 工場統計報告規則＝「工場統計表」における蘭苳業
- 6 「府県統計書」における把握

1 はじめに

近現代史研究の最も基礎的な資料は統計であるが、わが国の場合はそれは官庁統計を中心として発達してきた。その統計的把握は管轄官庁の統計規程に従い把握される。維新政府成立後は、1869（明治2）年設置の大蔵省、そして1873（明治6）年設置の内務省の管轄下にあった農林水産業・商業・工鉱業などの諸産業は、1881（明治14）年の農商務省の設置によりその管轄となり、その把握は農商務省の統計規程にもとづき行なわれ、「農商務統計表」に表示されていく。在来産業の一つである蘭苳業の近代における発展過程の

特質についての検討を行なうにあたり、ここでは官庁統計における蘭筵業および蘭草生産についての把握とその記載状況を整理する。

2 明治初期の蘭筵の把握

(1) 物産調査＝「物産表」

まず、農商務省の統計把握以前の状況をみておこう。

1872（明治5）年の「大蔵省第三十七号（明治五年三月十三日）」⁽¹⁾の「府県管内物産取調通達」は、わが国における初めての全国的な生産物調査の通達であり、それにもとづく物産調査が実施されたが、それを改正した1874（明治7）年の「内務省甲第十八号布達（明治七年七月十七日輪郭附）」⁽²⁾において物産調査を布達する。蘭筵については、氈席類において把握される。すなわち、「畳表、蘭席、菰席、藤筵、蒲筵、毛氈、綿席、油紙席、藁筵、此外茲ニ掲ケサル氈席類」⁽³⁾の畳表、蘭席がそれである。これらの数量・価格が府県別に把握される。

調査結果を取りまとめた『明治七年府県物産表』⁽⁴⁾は、わが国最初の全国的な生産数量統計である。蘭筵生産もこれが最初の全国的な統計資料である。原料である蘭草も、竹木類附植物及皮葉に記載されている。数量と価額で数量の単位は貫が一般的であるが、束と斤というものもある。この蘭草は20府県に記載がある。しかし、蘭筵の最大の産地である大分県については、蘭草は微少で、そしてなによりも七島表の最大の産地でありながらその原料である七島蘭の項目がない。

(2) 農産調査＝「農産表」

「府県物産取調」は1877（明治10）年の「内務省乙第七十二号達（明治十年八月十一日輪郭附）」⁽⁵⁾をもって「農産調査」に改められ、「農産表編成」となる。その結果を編成したのが「全国農産表」である。⁽⁶⁾それは、「国別普通農

産表」,「国別特有農産表」,「郡別普通・特有農産表」からなる。「国別普通農産表」は農産物ごとの反別,数量,数量対前年比較,価格からなる。価格は価額である。「国別特有農産表」は種目ごとの数量,数量対前年比較,価格からなる。「郡別普通・特有農産表」は種目ごとの播種地段別,数量,単価が記載されている。郡別があることによって,郡単位での検討ができるとともに,これによって後年の府県単位の集計が可能である。

蘭草についても記載があるが,これによって郡別に把握できる。なお,農商務統計においても蘭草の把握は1904(明治37)年までではなく,1905年からようやく記載されるのであり,それ以前の時期のものとしてこの資料はきわめて重要な資料である。

3 農商務統計規程

1881(明治14)年農商務省が設置され,その職制,事務章程が定められた。この農商務省の統計規程における蘭薊,蘭草の扱いについてみていこう。

- ① 1883(明治16)年の「農商務省達第貳拾壹号」⁽⁷⁾の「農商工山林ノ盛衰消長ヲ詳悉スヘキ為メ生産消費ノ数量ヲ調査スルハ勸業ノ要務ナルヲ以テ遍ク全国通信ノ気脈ヲ連絡スヘキ農商務通信規則左ノ通相定・・」(明治十六年十二月廿八日)により生産把握が行なわれていく。

この農商務通信規則によって定められた「明治十七年佐賀県乙第九十壹号達 工業通信事項及附録様式」⁽⁸⁾には「農商務通信規則ニ拠リ工業通信規則別紙ノ通り相定候・・」とあり,「工業通信事項」第七号壹表がある。備後表・琉球表・合計について,枚数・価額を郡区ごとに記し,県合計と前年比較増減を記入する。⁽⁹⁾

- ② 1884(明治17)年の「内務省乙第三十六号達(明治十七年九月三日)」⁽¹⁰⁾の「府県統計書様式別冊ノ通相定」の農業第四八において藍,菜種,蘭ノ収穫高及播種段別を郡区別に収穫・段別と全県合計・その過年度について

の調査様式となっている。⁽¹¹⁾

- ③ 1886（明治19）年の「農商務省令第一号」⁽¹²⁾の「農商務通信事項様式別冊之通相定ム（明治十九年三月五日）」により農商務通信事項様式が定められる。この別冊は現存せず、それにもとづく兵庫県の「明治十九年兵庫県乙第百三十七号達 農商務通信手続・通信事項」⁽¹³⁾によると、「農商務通信事項様式」の工業部の第一製作及製造品表には畳表について備前表・琉球表・真座とその合計について地名、製出高、価額、製造家を把握する。⁽¹⁴⁾
- ④ 1889（明治22）年の「農商務省訓令第二十六号」⁽¹⁵⁾の「十九年三月省令第一号農商務通信事項洋式中概況報告部ヲ廃シ統計部別冊ノ通改正ス」（明治二十二年四月十七日）によると、何郡（市）畳表真座類産額概算表があり、畳表・真座の数量（枚）・金額を把握する。⁽¹⁶⁾
- ⑤ 1894（明治27年）の「農商務省訓令第十四号」⁽¹⁷⁾（明治二十七年三月三十日）の「農商務統計洋式別冊ノ通改訂ス」の別冊における畳表および真座類の様式はつぎのとおりである。⁽¹⁸⁾

畳表真座類			（調査毎年 報告期翌年三月限）	明治何年分
製 造 戸 数			戸	
			数 量	価 額
畳 表	備 琉 其 他	後 球 他	枚	円
真 座 類	本間 並 真 座 座 其 他		—	
輸 出 向 莞 莖			本	円

- 一 製造戸数ハ其年末日ノ現在数ヲ記入スヘシ
- 一 輸向莞莖製造ニ付キテハ別ニ製造戸数及機数ヲ欄外ニ記入スヘシ
- 一 莞莖一本トハ四十「ヤード」即チ二十間ヲ云フ

このように製造戸数が付け加えられた。

なお、「従来物産ヲ調査スルニ、全国ニ於テ重要ナルモノハ其地方ニ於

テ極メテ僅微ナルモ尚ホ調査報告セシメ、地方ノ手数ヲ煩ハスコト多カリシ 是レヲ以テ今回砂糖・生蠟・漆樹漆汁・陶器磁器・青銅器銅器・織物・畳表・真座ノ如キハ、地方ニ於テモ相応ニ人民ノ産業タル場合ノミヲ取りテ調査スルコト、シ、全管下ノ其業ヲ精査シ一ケ年生産額僅カニ数百円若クハ数千円ナルカ如キモノ、報告ヲ要セサル精神ナリ⁽¹⁹⁾とある。

- ⑥ 1897（明治30）の「農商務省訓令第二号」⁽²⁰⁾（明治三十年十二月十四日）の「明治二十七年三月当省訓令第十四号農商務統計様式中畳表真座類ノ分左ノ通り改正ス」により、1年間を毎年7月から翌年の6月までとすること、報告期限を翌年9月限りとするということになった。

- ⑦ 1899（明治32）年の「農商務省訓令第三十四号（明治三十二年七月四日）」⁽²¹⁾の「農商務統計様式左ノ通改正ス」により、畳表真座莞莖⁽²²⁾の調査様式はつぎのようになった。

畳表真座類			(調査自毎年七月至翌年六月一箇年) 報告期翌年九月限		自明治何年七月一箇年 至同 何年六月	
製 造 戸 数			畳表及真座業 戸 莞莖業 畳表及真座莞莖業兼業			
			数 量		価 額	
畳 表	備 疏 其 計	後 球 他 計	枚		円	
真 座 類	本間真座 並 真 座 其 他 計		—			
輸 出 向 莞 莖			本			

- 一 製造戸数ハ其年十二月末日現在ヲ記入スヘシ
 一 莞莖一本トハ四十「ヤード」ヲ言フ

製造戸数を畳表及真座業、莞莖業、畳表及真座莞莖兼業の別に把握するようになった。

- ⑧ 1904（明治37）年の「農商務省訓令第十一号」⁽²³⁾（明治三十七年九月三十日）の「明治三十二年農商務省訓令第三十四号農商務統計様式左ノ通改正シ明治三十八年調査報告ヨリ之ヲ施行ス」によってつぎのように改訂された。

第三食用及特用農産物に、蘭（備後蘭）・苳苳（七島蘭）があげられ、作付段別・反・収穫高「乾燥シタルモノ」貫が調査されることとなった。⁽²⁴⁾

畳表苳座莞莖についてはつぎの様式となった。⁽²⁵⁾

第二三 畳表苳座及莞莖			（報告期翌年四月限）明治何年		
			職 工		
			男	女	計
畳表及苳座					
輸出向莞莖					
畳表苳座兼輸出向莞莖					
計					
			数 量		価 額
畳	備	前			円
表	疏	球			
	其	他			
苳	本間苳座				
座	並 苳 座				
類	其 他				
輸出向莞莖					

（注意）

- 一 製造戸数ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均数ヲ記スヘシ
- 一 莞莖一本トハ四十碼ヲ云フ
- 一 本間苳座（一名京間ト称ス）一枚ハ幅三尺一寸五分長六尺三寸並苳座ハ幅二尺九寸長五尺八寸ナリ

職工数が把握されることとなった。

- ⑧ 1914（大正3）年の「農商務省訓令第十三号」⁽²⁶⁾の「明治三十七年農商務省訓令第十一号農商務統計様式別冊ノ通改正シ大正四年調査報告ヨリ之ヲ施行ス 大正三年十一月二十一日」における蘭莖関係の様式はつぎのとおり

りである。

蘭草については、第三食用及特用農産物において、蘭（備後蘭其ノ他ノ丸蘭）・苳苳（七島蘭其ノ他ノ三角蘭）の作付反別・収穫高（乾燥シタルモノ）・価額を把握する。⁽²⁷⁾

蘭莖については、畳表、真座及花莖の様式はつぎのようになる。⁽²⁸⁾

第三二 畳表真座及莞莖

（報告期翌年四月限）明治何年

		製造戸数	職 工		
			男	女	計
畳表 真座及莞莖					
		数 量		価 額	
畳 表	備 疏 前 球			円	
真花 座莖 及	四十碼物 其ノ他				

（注意）

- 一 製造戸数ハ其年十二月末日現在、職工ハ平均一日使用数を記入スヘシ
- 一 畳表、真座及花莖ヲ併セ製造スルモノハ製造戸数及職工ハ主ナル一方ニ記入シ数量及価額ハ各相当欄ニ記入スヘシ
- 一 畳表ハ円蘭（備後蘭又ハ単ニ蘭トモ謂フ）若ハ三角蘭（苳苳又ハ七島蘭ト謂フ）ヲ以テ製織セルモノニ限り調査スヘシ
- 一 備後表ハ其ノ名称ノ何タルヲ問ハス丸蘭ヲ以テ製織セルヲ総テノ畳表ヲ記入スヘシ
- 一 琉球表ハ其ノ名称ノ何タルヲ問ハス三角蘭ヲ以テ製織セルヲ総テノ畳表ヲ記入スヘシ

畳表と真座および花莖の二区分となった。真座および花莖を四十碼物とその他とした。

- ⑩ 1921（大正10年）の「農商務省令第十九号」の「農商務統計報告規則左ノ通定ム 大正十年六月二十八日」における様式はつぎのとおりである。⁽²⁹⁾

蘭草は、第九 工芸農産物において、蘭（備後蘭其ノ他ノ丸蘭）、七島蘭について、作付反別・収穫高（乾燥シタルモノ）・価額・一反歩収穫高・単価を把握する。⁽³⁰⁾

蘭筵についてはつぎのようになった。⁽³¹⁾ 第六八 畳表、真座、花筵及野草筵、欄となり、従来の、畳表と真座及莞筵という区分を畳表、真座・花筵及野草筵と変更し、この二つの区分のそれぞれの製造戸数、職工についてとなり、この野草筵についての生産数量・価格を行なうようになった。

なお、つぎの注記がある。

- 一 製造戸数ハ其ノ年十二月末現在、職工ハ平均一日使用数ヲ記入スヘシ
- 一 畳表、真座及花筵ヲ併セ製造スルモノハ、製造戸数及職工ハ主ナル一方ニ記入シ数量及価額ハ各相当欄ニ記入スヘシ
- 一 畳表ハ丸蘭（備後蘭マタハ単ニ蘭トモ謂フ）若ハ三角蘭（苜蓿又ハ七島蘭ト謂フ）ヲ以テ製織セルモノニ限り調査スヘシ
- 一 備後表ハ其ノ名称ノ何タルヲ問ハス丸蘭ヲ以テ製織セルヲ総テノ畳表ヲ記入スヘシ
- 一 琉球表ハ其ノ名称ノ何タルヲ問ハス三角蘭ヲ以テ製織セルヲ総テノ畳表ヲ記入スヘシ

3 『農商務統計表』における掲載状況

(1) 画期年の記載状況載

以上のような統計規程によって把握されたものの『農商務統計表』における表示の推移をみよう。⁽³²⁾

- ① 『農商務統計表』[第1次]には、「畳表製造 十七年調」があり、府県別に備後・琉球・合計について生産高（枚数）を表示する。府県数は12県である。
- ② 『第2次農商務統計表』には、「畳表産額 十八年」があり、府県別の備後・琉球・合計について、生産高（枚数）・価額（円）を表示している。府県数は13県である。
- ③ 『第9次農商務統計表』には、「畳表 二十五年」において、府県別に、畳表・真座について、生産高（枚数）・価額（円）を表示する。府県数は

46府県となっている。

岡山と大分について*を付すものがある。

岡山及大分ノ真座ノ欄中*印ヲ付シタル数量及価額ハ莞莖ニシテ外国輸出品ナリ

岡山県ノ外国輸出向莞莖ノ長サハ一本凡ソ二十間ナリ

大分県ノ外国輸出向莞莖ハ七島蘭製ニシテ一巻ノ長サハ二十間巾ハ三尺ナリ

- ④ 『第11次農商務統計表』の「畳表及真座類（二十七年）」には、「畳表真座類ノ製造高ハ枚数八百八十六万九千余、本数三十一万余此総価三百六十二万円ニ上ル而シテ此価ノ半数以上ノ外国輸出ニ係ルハ又悦フヘシト為ス」とあり、備後琉球其他・本間真座並真座其他・七島莖輸出向莞莖・合計の欄と「畳表及真座類産出ノ主ナル地方ヲ挙クレハ次ノ如シ」として、地方別に備後・琉球、本間真座・並真座 生産高（枚数）・価額（円）を示す欄がある。各上位6県ずつである。

「畳表及真座類 明治二十七年度」には、

府県別	製造戸数	畳表（備後・琉球・其他）	真座（本間真座・並真座・其他）	数量（枚）・価額（円）	〔ただし真座の其他は価額のみ〕 価額合計
-----	------	--------------	-----------------	-------------	----------------------

46府県 ただし群馬、奈良、和歌山、愛媛、大分、北海道は——線
大分県について、「本表外ニ大分県ニ七島莖製造戸数一万九十七百七十八戸、数量二十八万九千九百三十二枚、価額三十四万六十五円アリ」と注記がある。

なお、つぎのような各県についての記述がある。

二十七年畳表及真座類表備考

長崎県 二十五年ニ比シ数量及価額ノ増加シタルハ、前年来調査洩トナリタル箇所アリシヲ本年ニ至リ調査算入シタルニ由ル

茨城県 真座ハ久慈郡一部ノ村落ニ於テ農間ノ余業ニ製作スルモノニシテ、地方販売ニ止ル産額ハ前年ニ比シ著シキ差異ナシ

長野県 畳表ハ琉球其他ニシテ稍優等品ヲ製出スルニ至レリ、故ニ数量ハ減少セシモ価額ニ於テハ増加ヲ来セリ、又一時額廃ニ傾キン真座類ノ非常ニ増

加ヲ来センハ畢竟挽回ニ努力シタル効果ナリ

福島県 畳表ノ価額前年ヨリ五千四百二十一円ヲ増加セシハ価額ノ騰貴セシニ由ル

岩手県 畳表其座類ハ近來他県ヨリ輸入ノ品ニ庄セラレ自然需要ヲ減シ、随テ年々製造者ハ他業ニ転スルモノ尠カラス、為メニ産出ヲ減スルニ至レリ

青森県 畳表ハ三戸郡島守村ニ於テ僅ニ製作スルノミニシテ 地方ニテ之ヲ島守表ト称ス、其座類ハ三戸郡及南津軽郡ニ於テ製産スレトモ多クハ農家余業ノ製作ニシテ地方ノ需要ヲ充タスニ過キス、製造戸数三百八中専業ハ僅ニ四戸ニシテ他ハ皆兼業ナリ

福井県 其座類ハ価額騰貴ノ為メ其産額前年ニ比シ五万二千三百余枚ヲ増加セリ

石川県 前年ニ比シ産額ノ増加セシハ海外輸出品多キニ由ル

富山県 製造地ハ従來射水郡ノミナリシカ 本年ヨリ上新川郡ニ於テモ多少之ヲ製造シ、從テ前年ヨリ二万枚ヲ増加セリ、輸出品ノ製造器械ハ僅カニ二台ニ過キス

徳島県 本産額ハ近年増加セリ、而シテ藺作付ノ増加アル場合ニ於テハ益増加アルヲ見ヘシ、現ニ原料ヲ他県ニ仰キ居レルヲ以テ其景況ノ一斑ヲ知ルニ足ラン

香川県 前年ニ比シ畳表ニ千七百三十枚、其座類ニ七千七百六十五枚、輸出向莞莖一千九十二本ヲ増加セリ、孰レモ製造者ノ新興セシニ依ル

高知県 畳表及其座産額ハ前年ニ比シ稍減少セント雖トモ価格騰貴ノ為メ金額ハ尚七十八円ヲ増加シ、而シテ本年ハ輸出向莞莖増加ニヨリ前年ヨリハ一万四千四百九十八円ノ増加ヲ呈セリ

「輸出向莞莖」は府県別に製造戸数・数量（本）・価額（円）を表示する。府県数は17府県である。

なお『第12次農商務統計表』には、「二十八年畳表及其座類表備考」があつて、兵庫県、埼玉県、三重県、長野県、福島県、青森県、富山県、島根県、香川県、愛媛県、福岡県、鹿児島県についての記述があり、『第13次農商務統計表』には、1894（明治29）年の大阪府、愛知県、栃木県、長野県、福島県、青森県、高知県、福岡県、大分県県についての記述がある。

また『第12次農商務統計表』の「輸出向苳苳」には各県備考欄に

広島県 輸出向ノ著シク増加シタルハ事業ノ発達販路ノ拡張シタルニ由ル
 大分県 数量ヲ増セシハ製造家ノ増加ト本業ノ進歩ニ由ル
 香川県 近来輸出向ノ需要著シキ為メ増加ヲ来セリ、而シテ製造戸数ハ豊表苳座
 類ノ兼業者ナリ
 兵庫県 近来輸出向販路ノ拡張ニ由リ自然数量及価額ヲ増加セリ
 愛媛県 産出地ハ越智北宇和ノ二郡ニシテ越智郡最多シ
 大阪府 数量価額ノ著シク増加シタルハ近来海外ニ於ル需要頗ル其ノ多キニ由ル
 山口県 従来ノ業務ヲ拡張セント新事業者アリシ為メ大ニ増加ヲ示セリ
 岐阜県 五枚ヲ以テ一本ト定ム

とあり、『第13次農商務統計表』には、富山県、高知県について記述がある。

- ⑤ 『第16次農商務統計表』の「豊表苳座類及輸出向苳苳」にはつぎの記載がある。

「豊表苳座類及輸出向苳苳 年比較」には、1894（明治27）年～99（明治32）年までの毎年の豊表（備後・琉球・其他別）、苳座（本間苳座・並苳座）、輸出向苳苳と以上の合計（価額）が記載されている。

この1899（明治32）年分とされているものは、後年には1900（明治33）年分、1898（明治31）年分は99（明治32）年分というように1年ずつずらしてあり、後年の整理からするとこれは1895（明治28）年から1900（明治33）年までのものということになる。年度のとりかたが7月から翌年の6月であり、いずれの年度とするかということから生じたことである。

「豊表苳座及苳苳府県別 自明治三十二年七月至同三十三年六月一ヶ年」は、製造戸数（豊表及苳座業・苳苳業・豊表苳座苳苳兼業）、豊表（備後・琉球・其他・合計の数量・価額）、苳座（本間・並・其他・合計の数量・価額）、輸出向苳苳（数量・価額）を府県別に表示している。

- ⑥ 『第22次農商務統計表』の「豊表苳座類及輸出向苳苳」には、豊表苳座類及輸出向苳苳累年比較は1899（明治32）年～1905（明治38）年につい

て、製造戸数（畳表及苘座，輸出向莞莖，畳表苘座兼輸出向莞莖），職工（畳表及苘座，輸出向莞莖，畳表苘座兼輸出向莞莖について男女別），畳表，備後・琉球・其他の数量と価額，苘座，本間・並・其他について数量と価額，輸出向莞莖の数量と価額を記載している。

「畳表苘座類及輸出向莞莖 明治三十八年」は，製造戸数（畳表及苘座，輸出向莞莖，畳表苘座兼輸出向莞莖），職工（畳表及苘座，輸出向莞莖，畳表苘座兼輸出向莞莖について男女別），畳表，備後・琉球・其他の数量と価額，苘座，本間・並・其他について数量と価額，輸出向莞莖についても数量と価額を以上を府県別に記載している。

表末に千葉県，石川県，広島県，大分県について説明がある。

なお，第23次にも神奈川県，千葉県，滋賀県，石川県，高知県，宮崎県について，第24次には，神奈川県，千葉県，山形県，石川県，鳥取県，鹿児島県について，同様に説明がある。

- ⑦ 『第32次農商務統計表』には，「畳表苘座及花莖」において，1915（大正4）年について，製造戸数（畳表，苘座及花莖別），職工（畳表，苘座及花莖別に男女計別），畳表（備後・琉球・計の数量と価額，苘座及花莖（四十碼物・其他の数量と価額），価額合計について府県別に表示している。なお，以上について1906（明治39）年から1915（大正4）年について表示欄があるが，製造戸数と職工数欄はこの年度から区分が変わったため連続せず1906（明治39）年から1914（大正3）年までは空欄となっている。

- ⑧ 『第39次農商務統計表』には，「畳表苘座花莖及野草莖」となり，1922（大正11）年について，製造戸数（畳表，苘座花莖及野草莖別），職工（畳表，苘座花莖及野草莖別に男女計別），畳表（備後・琉球・計の数量と価額，苘座花莖及野草莖（四十碼物・其ノ他・野草莖の数量と価額），価額合計について府県別に表示している。なお，以上について過去10年間にについて表示欄があるが，製造戸数と職工数欄は1915（大正4）年以降のみ，野草莖の生産数量・価額については当年のみである。

⑨ 『第1次商工省統計表』における表示は、つぎのようにになっている。

農商務省は1925（大正14）年3月31日廃止となり、農林省・商工省が設置された。「農商務統計」は「農林統計」と「商工統計」にひきつがれた。1924（大正13）年度は『第一次商工省統計表』に掲載される。蘭苳業については、「畳表真座花苳及野草苳」として『第39次農商務統計表』以来同一である。しかし野草苳は『第3次商工省統計表』にはなくなり、再び「畳表真座及花苳」となる。その記載は『第15次商工省統計表』における1938（昭和13）年まで同一である。

(2) 記載一覧

以上のような画期年における記載の変化にもとづき一覧表とするとつぎのようになる。

「農商務統計表」および「商工省統計」における蘭苳業の記載

年度（掲載統計回次）	事 項
1884（明治17）年 （第1次農商務統計表）	府県別 生産数量 畳表（備後、琉球、合計） 生産価額 畳表（備後、琉球、合計）
1885（明治18）年 （第2次）	府県別 生産数量 畳表（備後、琉球、合計） 生産価額 畳表（備後、琉球、合計）
1892（明治25）年 （第9次）	府県別 生産数量 畳表、真座 生産価額 畳表、真座
1894（明治27）年 （第11次）	全国 備後 琉球 其他 本間真座 並真座 其他 七島苳 輸出向莞苳 合計 数量・価額 畳表及真座類産出主要地方 府県別 製造戸数（畳表及真座、輸出向莞苳） 生産数量（畳表〔備後、琉球、其他〕、真座類〔本間真座、並真座〕、輸出向莞苳）

	生産価額（同上プラス真座類其他，畳表真座類合計）
1899（明治32）年～ 1904（明治37）年 （第16次～第21次）	府県別 製造戸数 畳表及真座業，莞筵業，畳表真座莞筵兼業 生産数量 畳表（備後，琉球，其他，計） 真座（本間，並，其他，計），輸出向莞筵 生産価額 畳表（備後，琉球，其他，計） 真座（本間，並，其他，計），輸出向莞筵
1905（明治38）年～ 1914（大正3）年 （第22次～第31次）	府県別 製造戸数 畳表及真座業，莞筵業，畳表真座莞筵兼業 職 工 畳表及真座，輸出向莞筵， 畳表真座兼輸出向莞筵 生産数量 畳表（備後，琉球，其他，計） 真座（本間，並，其他，計） 輸出向莞筵 生産価額 畳表（備後，琉球，其他，計） 真座（本間，並，其他，計） 輸出向莞筵
1915（大正4）年～ 1921（大正10）年 （第32次～第38次）	府県別 製造戸数 畳表，真座及莞筵 職工（平均1日使用数） 畳表，真座及莞筵 生産数量 畳表（備後，琉球，計） 真座及花筵（四十碼物，其ノ他） 生産価額 畳表（備後，琉球，計） 真座及花筵（四十碼物，其ノ他） 合 計
1922（大正11）年～ 1923（大正12）年 （第39次～第40次） 1924（大正13）年～ 1925（大正14）年 （第1次商工省統計表～ 第2次）	府県別 製造戸数 畳表，真座及莞筵 職 工 畳表，真座及莞筵， 生産数量 畳表（備後，琉球，計） 真座花筵及野草筵（四十碼物，其ノ他 野草筵） 生産価額 畳表（備後，琉球，計） 真座及花筵（四十碼物，其ノ他） （野草筵） 合 計
1926（昭和1）年～ 1938（昭和13）年	府県別 製造戸数 畳表，真座及莞筵

(第3次～第15次)

職工	畳表, 蓆座及莞薊,
生産数量	畳表 (備後, 琉球, 計) 蓆座及花薊 (四十碼物, 其ノ他)
生産価額	畳表 (備後, 琉球, 計) 蓆座及花薊 (四十碼物, 其ノ他)

(3) 蘭草の記載

なお, この蘭薊製造の原料である蘭草についての記載をみよう。

農商務統計規程において, 蘭薊の原料となる蘭草が初めてあらわれるのは, 1904 (明治37) 年9月の「農商務統計様式改定」においてである。その第三食用及特用農産物のなかに, 蘭 (備後蘭), 苳苳 (七島蘭) があり, その作付段別, 収穫高 (乾燥シタルモノ) を調査することになっている。以後, 1908 (明治41) 年の「農商務統計様式中ノ改正」においても同様であり, 1914 (大正3) 年の「農商務統計様式別冊ノ通改正」においては, 蘭 (備後蘭其ノ他ノ丸蘭), 苳苳 (七島蘭其ノ他ノ三角蘭), 1921 (大正10) 年6月の「農商務統計規則左ノ通定ム」においては第九工芸農産物に蘭 (備後蘭其ノ他ノ丸蘭), 七島蘭となっている。

『農商務統計表』には, 『第26次農商務統計表』から以降, 府県別に作付段別と収穫高, 一段歩当り収穫高が掲載されている。そして第32次から以降価額が表示される (至35次)。36次からは位置段歩収穫高が再び加わり, 38次, 39次は単価も加わる。

このように蘭薊の原料である蘭草については1904 (明治37) 年まで把握されていないのである。これ以前というと, 1874 (明治7) 年の『明治七年府県物産表』, 77年の『全国農産表』においてのみであり, それ以後はまったくの空白である。

5 工場統計報告規則＝「工場統計表」における蘭苳業

1909（明治42）年に工場統計規則が制定された（農商務省令第五十九号「工場統計報告規則左ノ通定ム」 明治四十二年十一月二十五日）。これは1894（明治27）年3月の農商務統計様式改定によって設けられた「工場票」を分離独立した形で発足したものである。⁽³³⁾ 一日平均5人以上を使用する工場のすべてを対象とし、工場主の自計式調査である。

「工場票」は、工場名称、所在市町村名、工場主、創業年月、主要製品、一箇年間就業日数、平均一箇間休業日数、1日就業時間、1日休憩時間、技師技手其ノ他工場監督ノ数、直接作業ニ従事スル者ノ数（男女・年齢区分別別）、職工一人一日ノ賃銭（男女別）、労働人夫ノ数（男女別）、原動器（種類・機関数・馬力）、製品高（種類・数量・価額）の欄からなる。その結果は、『工場統計表』として刊行された。

蘭苳は第五部雑工場のうちに蘭苳として彙表、苳座、花苳として区分されている。彙表は10県、苳座は5県、花苳は12県、以上実県数17県である。以上は1909（明治42）年の場合であるが、蘭苳は小生産形態であるので、職工5人以上という「工場統計表」にはごく一部しか捕捉されないのである。

6 「府県統計書」における把握

農商務統計は府県→市町村という径路で市町村が調査し、それを報告し、報告を受けて農商務省において統計書として取り纏める。府県→町村が調査をするのは農商務省のもののみではなく、ほかの省のものもあり、それら各省のものを府県段階での取り纏めとして刊行するのが「府県統計書」である。それは府県統計書様式規程による。

この府県統計書における蘭苳業の掲載をみよう。わが国の蘭苳生産の首位を占めた岡山県についてみよう。

「岡山県統計書」における記載状況を整理するとつぎの表ようになる。

「岡山県統計書」における蘭庭業の記載

年 度	記 載
1894（明治27年）	畳表真座類 数量 価額
1895（明治28）年 ～1896（明治29）年	輸出向花庭 製造戸数 数量 価額 織機数 畳表及真座類 製造戸数 数量 価額
1897（明治30）年	畳表及真座類 製造戸数 数量 価額 織機数 （明治27-30年）全県一括 錦莞庭、綾席、畳表、蘭庭 製作及製造人員 製作及製造名（明治27-30年）
1898（明治31）年	花庭、畳表、真座 製作及製造人員 製作及製造名（明治29-31年）
1899（明治32）年 ～1900（明治33）年	畳表 製造戸数 織機数 数量 価額 花庭 製造戸数 織機数 数量 価額
1901（明治34）年 ～1903（明治36）年	畳表 製造戸数 織機数 職工数 数量 価額 花庭 製造戸数 織機数 職工数 数量 価額
1904（明治37）年 ～1915（大正4）年	花庭 製造戸数 織機数 職工数 数量 価額 畳表、真座 製造戸数 織機数 職工数 数量 価額
1916（大正5）年 ～1926（昭和1）年	花庭 製造戸数 職工数 数量 価額 畳表、真座 製造戸数 職工数 数量 価額

註1）各年度の『岡山県統計書』より、ただし1984年は『岡山県勸業年報』、1895、96年度は第18回、第19回の『岡山県農商工年報』より作成。

1894（明治27）年度の『岡山県勸業年報』においてはまだ畳表真座類として数量価額のみであるが、1895（明治28）年度には畳表及真座類と輸出向花庭にわけて、それぞれの製造戸数、数量のほか、輸出向花庭には織機数が記載されている。『明治32年岡山県統計書』では、製造戸数と数量のほかに織機数も把握し、1901（明治34）年度には職工数も記載している。1904（明治37）年になると、畳表真座の織機数記載はなくなるが、花庭は1915（大正4）年まで織機数が記載されているのである。すなわち、花庭については、

製造戸数，織機数，職工数，生産数量・価額が記載されている。岡山県は輸出花菱の第一の生産地であったが，県統計書にもそれが反映されているのである。

註

- (1) 農林大臣官房統計課『明治二年以降農林省統計関係法規輯覧』1932年 東京統計協会 26～28ページ。
- (2) (1) と同一書 34～45ページ。
- (3) (1) と同一書 42～43ページ。
- (4) 『明治前期産業発達史資料第1集』1959年 明治文献資料刊行会 として複製。
- (5) (1) と同一書 59～61ページ。
- (6) 『日本農業発達史 第10巻』1958年 中央公論社 に翻刻。
- (7) (1) と同一書 83～84ページ。
- (8) (1) と同一書 85～114ページ。
- (9) (1) と同一書 98ページ。
- (10) (1) と同一書 149ページ以下。
- (11) (1) と同一書 154ページ。
- (12) (1) と同一書 177ページ以下。
- (13) (1) と同一書 178ページ以下。
- (14) (1) と同一書 224ページ。
- (15) (1) と同一書 243ページ以下。
- (16) (1) と同一書 265ページ。
- (17) (1) と同一書 327ページ以下。
- (18) (1) と同一書 364～366ページ。
- (19) (1) と同一書 333ページ。
- (20) (1) と同一書 390～391ページ。
- (21) (1) と同一書 392ページ以下。
- (22) (1) と同一書 418～419ページ。
- (23) (1) と同一書 446ページ。
- (24) (1) と同一書 450ページ。
- (25) (1) と同一書 473～474ページ。
- (26) (1) と同一書 574ページ。
- (27) (1) と同一書 585ページ。
- (28) (1) と同一書 623～624ページ。
- (29) (1) と同一書 703ページ。
- (30) (1) と同一書 720ページ。

- (31) (1) と同一書 798～799ページ。
- (32) 「農商務統計表」は第1次から第40次までで、以後は「農林省統計」と「商工省統計」にひきつがれる。
- (33) 相原茂・岐阜竜行編『統計日本経済』1971年 筑摩書房 65ページ。